

三条市地産地消推進店認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地場農産物等を積極的に取り扱う市内の小売店及び飲食店等を三条市地産地消推進店（以下「推進店」という。）として認定し、地産地消推進の取組を広く市民及び観光客（以下「市民等」という。）に周知することにより、地場農産物等への理解と地産地消の意識向上につなげ、その生産及び消費の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地場農産物等 次に掲げる生産物の総称をいう。

ア 農産物 新潟県内で生産、収穫されたもの

イ 水産物 新潟県内で水揚げされたもの

ウ 畜産物 新潟県内で飼育されたもの

エ 加工品 アからウまでに掲げる生産物を主な材料として加工されたもの

(2) 小売店 市内に店舗を有するスーパーマーケット、八百屋、米穀販売店、魚屋、精肉店、定期市、農産物直売所等をいう。

(3) 飲食店等 市内に店舗を有するホテル、旅館、割烹、レストラン、居酒屋等をいう。

(認定申請)

第3条 推進店の認定を受けようとする小売店又は飲食店等（以下「申請者」という。）は、三条市地産地消推進店認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(認定及び階級付与)

第4条 市長は、申請者が別表第1に定める認定基準を満たすと認めるときは、当該認定基準に該当した地場農産物等の産地区分に応じて別表第2に定める階級を付して、推進店として認定するものとする。

2 市長は、認定の可否について、申請者に対して三条市地産地消推進店認定結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、推進店として認定した申請者に対して、認定証及び販売促進用資材の貸与を行うものとする。

(認定証等の掲示及び広報)

第5条 推進店は、店内又は店頭がよく見える場所に認定証及び販売促進用資材を掲示するとともに、取り扱う地場農産物等を積極的に宣伝広告するものとする。

2 市長は、推進店に関する情報を市のホームページ、広報紙等により、広く市民等に周知するものとする。

(調査)

第6条 市長は、必要に応じて、推進店に対し、取り扱う地場農産物等に関する資料の提出を求めることができる。

(認定等の変更)

第7条 推進店は、認定又は階級付与に関する事項に変更が生じたときは、速やかに三条市地産地消推進店認定変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（認定の辞退）

第8条 推進店は、廃業等によりその営業を終了したとき又は認定を辞退するときは、速やかに三条市地産地消推進店認定辞退届（様式第4号）を市長に提出するとともに、貸与した認定証及び販売促進用資材を市長に返却しなければならない。

（認定の取消し）

第9条 市長は、推進店が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 営業を終了したとき。
- (2) 認定基準を満たさなくなったとき。
- (3) 消費者の信頼又は地場農産物等のイメージを著しく失墜させたとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、三条市地産地消推進店認定取消通知書（様式第5号）により、推進店に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

1 共通事項		
<p>(1) 地産地消の推進に協力し、地場農産物等を積極的に販売、宣伝広告する意欲があること。</p> <p>(2) 市民等に分かりやすく地場農産物等の産地表示をしていること。</p> <p>(3) 推進店であることを市のホームページや広報紙等で紹介されることを承諾すること。</p> <p>(4) 食品衛生法等の関係法令を遵守していること。</p>		
2 個別事項		
小売店	スーパーマーケット、八百屋、定期市	地場農産物等の販売及び掲示物があり、その期間が年間おおむね6月以上であること。
	米穀販売店、魚屋、精肉店	地場農産物等の販売及び掲示物があり、その期間が通年であること。
	農産物直売所等	地場農産物等の販売量又は販売金額が、年間で全体の販売量又は販売金額のうち8割以上を占めること。
飲食店等	提供する料理に地場産の農産物等を通年で1産品以上使用し、その旨を記載した掲示物を店内又は店頭に掲示していること。	

別表第2（第4条関係）

産地区分	階級
三条市内	3
新潟市南区庄瀬及び新飯田区域、長岡市寺泊、栃尾及び中之島区域、加茂市、見附市、燕市、弥彦村並びに田上町内	2
上記区域を除く新潟県の区域内	1